

厚生文教委員会記録

とき 令和7年10月31日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和7年10月31日（金）

○ 出席委員

委員長 皆川 りうこ
副委員長 鳥居 あかね
委員 高野 ふみお
松岡 まり
星 いつろう
木島 たかし

○ 欠席委員

委員 田中 政義

○ 審査事項

- 1 調査 学童保育所の整備について

R 7. 6. 5

《報告事項》

- (1) 令和7年度国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問について
(2) 令和7年度国分寺市機構改革検討委員会報告書について
(3) その他

- 2 陳情第7-3号 すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情

R 7. 9. 5

- 3 陳情第6-6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情

R 6. 9. 6

- 4 陳情第5-3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情

R 5. 12. 4

午前9時30分開会

○皆川委員長 皆様、おはようございます。ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

冒頭、田中委員より、通院のため午前9時半から正午まで欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。また、市長より、公務のため終日欠席する旨の届出が、ふるさと文化財課長兼市史編さん室長より、親族介護のため終日欠席する旨の届出がございましたので、併せて御報告いたします。



○皆川委員長 それでは、**調査 学童保育所の整備について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度学童保育所の整備について、御報告をさせていただきます。令和7年度の整備につきまして、定員拡充をさせていただく部分でございます。

まず、資料No.1の項番2のところを御覧ください。こちらにつきましては、公設民営学童保育所と、それから、民設民営学童保育所、2か所の整備を進めさせていただいているところでございます。

まず、公設民営学童保育所のほうでございます。こちらにつきましては、第五小学校区に1施設の整備をさせていただきます。名称といたしましては第四日吉町学童保育所となります。ここで、運営事業者のほうは、今、指定管理者の選定中となっておりますが、資料の提出後に決定をいたしまして、株式会社明日葉が指定管理事業者の候補者に選定されてございますので、ここについて口頭で御報告をさせていただきます。株式会社明日葉につきましては、市内でも実績のある事業者でございます。こちらにつきましては、定員30名ということで、今までございました権利擁護センターを改修して学童保育所に使用することとなります。開所予定日につきましては、令和8年4月1日からと予定してございます。

続きまして、民設民営学童保育所でございます。こちらにつきましては、今年度、公募をかけまして、応募事業者の審査をし、決定をした事業者となっております。こちらにつきましては、学童保育じゃんぷ、恋ヶ窪クラブが決定をしております。こちらの運営実績は、市内に民設民営3施設ございます。市外については資料に記載のとおりでございます。こちらの施設については、定員35名ということで増員の予定となっております。場所等については地図のほうを御覧いただければと思います。

こちらは、今年度の整備といたしまして、合計で65名の定員拡充を行えることとなっております。

報告については以上でございます。

○皆川委員長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 おはようございます。よろしく申し上げます。御説明ありがとうございます。

確認ですけれども、前回の報告、第一、第六、第九、各小学校区で、特に第一、第九小学校区で必要性があるけれども、今回、令和8年4月の開所には、第一小と第九小の学校区での学童保育所の開設は間に合わなかった、まだ見つかっていないということでよろしいでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 民設民営学童保育所につきましては、再募集をかけさせていただいたんですけども、結果として応募がございませんでしたので、今年度決定をいたしましたのは資料記載の事業者1者ということになります。

○高野委員 理解いたしました。

そこで、前回も議論がありましたけれども、なかなかこれが進まないということについて、もう少し御説明をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　まず、民設民営学童保育所につきましては、事業者が運営する場所を探していただきまして、そこで開設ができるという条件の下、採択をさせていただくことになります。市がホームページ等で公募をかけた際に、事業者からお問合せは幾つかいただくような状況でございますけれども、やはりその小学校区の中に建物が見つからなくて、結果的に応募ができないというような状況が続いております。今年度については1事業者の応募があり、建物についても適切な条件ということでしたので、今回決定をさせていただいているような状況でございます。

○高野委員　承知しました。

それで、この延床面積を見ると、それほど広くなくてもよさそうだなとは思いますが、いろいろと空き家の活用とか、そういった答弁とかを前にもいただいたとは思いますが、建築基準とかで、もしかしてその辺で無理なのか、どの辺の何か引っかかっていることが多いのかというのを、もう少し御説明いただくことはできませんでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　以前にも答弁させていただいた内容かと思えますけれども、まずは、建築基準の建築確認ができていないと、建物としての条件を満たしていないことになりますし、また、建物の建て方で2方向への避難ができるかとか、2階建ての場合は外階段があって避難ができるかとか、そういった条件を全てクリアしていないと、建物として安全性が確保できないために、市としては認めていないような状況となっております。

○高野委員　詳しくありがとうございます。

その辺、改修するとか、あるいは改修できるかとか、そういったことが、また引っかかってくるということなんですかね、そういう物件があっても。

○千葉子ども若者計画課長　以前にも一軒家で認めているところもあります。ただ、やはり敷地の中の建て方によって外階段が造れないとか、一方向しか避難できないような建て方の一軒家のようなものもございますので、実際に見に行くこともあります。今までは、そういった条件がなかなか整っていないので、提案がなかったということでございます。

○高野委員　なるほど。理解が進みました。ありがとうございます。

最後に一点だけ。先ほど見つからないところの進捗とか、こういった議論だったんですけども、できれば、これは調査事項なので、何か一覧表みたいなものをつくれませんか。これは以前に報告済みなのがただ見つかっただけ、前回は見つからないというのが、毎回一目瞭然で分かるような、簡単な表みたいな、進捗表みたいなをつけると、非常に分かりやすいかなと思うんです。いかがでしょうか。

○皆川委員長　資料のつくり方としては、なかなか難しいかなとは思いますが。

決定したものに関してはもちろん報告いただけると思うんですけども。

○高野委員　今回は、2年前に報告しているのが、事業者が見つかっただけとか、そういったことが、数も限定されていると思うので、簡単な一覧表があると、「今、この話をしているね」「あれはどうなったんだっけ」みたいなことが、明確に分かります。会社とかだと、そういう表をつくりながら確認をするんじゃないかなと思うんですけども。毎回毎回は、難しいですか。

○皆川委員長　高野委員のおっしゃるところも一定理解できなくもないのですが、資料の提出としては、困難な部分もあるかなというふうには思っております。一旦受け止めさせていただいて、もう一度行政側と調整して、難しければ難しいと申し上げます。よろしいですか。

○高野委員　ありがとうございます。

○皆川委員長　それでは、ほかにございますか。

○星委員　高野委員に関連した内容ということで、子どもたちのために狭隘状況を改善していくことをどのように進めていくかという観点から、調査事項なので、幾つか伺いたいと思います。

それで、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画で、ちょっと数字を言いますが、今回の資料で日吉町の方に30人、それから、民設民営学童保育所で35人、あと、前回、第八小のところで80人という議決がありましたけども、こういったことを市が準備を進めているということで、子ども若者・子育ていきいき計画を見ますと、令和7年度に新たに確保する人数が110人、そして、来年度は160人となっていますが、これまでいろいろ整備、御報告いただいたり、議決したりしますけど、この状況がどうなっているのか、この数字の達成はどうなっているのか、その辺の御説明を整理してお願いいたします。

○千葉子ども若者計画課長　そちらの数字につきましては、第八小学校区も含めて整備の数字を入れておりました、今回80名というところは、民設民営学童保育所のほうで40名の1支援対応、2支援単位ずつ毎年つくっていくという計画の数字となっております。併せて、今年度は35人の民設民営保育所が入りましたので、本来は80名のところなんですけど、そこが35名となっております。そこに加えて、公設のほうで30名増えておりますので、実際としては65名しか今年度整備することができませんので、そこはちょっとマイナスの状況に現在はなっている状況でございます。

○星委員　来年度、令和8年度の見込みは、160人となっていますが、そこはどうですか。

○千葉子ども若者計画課長　そちらにつきましては、西町のほうが80名入りまして、また、民設のほうで2支援単位つくれると160名という形になります。

○星委員　では、令和8年度は計画どおりにいく、そういう言い方じゃ駄目なのですか。

○千葉子ども若者計画課長　民設民営につきましては、これから募集となりますので、そこで応募がございましたら、その応募があった数字だけ整備ができるということになります。

○星委員　分かりました。ちょっと細かい数字を聞きましたが、確認させていただきました。

それで、いずれにしても、引き続き、子どもたちのために狭隘状況を改善するんだということで、人数の確保ということが市に問われているということでありまして、高野委員もそういった観点から先ほど質問されていたというふうに思います。

それで、お聞きしたいのが、人数を確保するための武器というか、それをもう少し増やしていくべきじゃないかという観点から幾つかお聞きしたいんですけども、令和5年に国のこども家庭庁で、子ども・子育て支援施設整備交付金要綱というものが出されていて、それをホームページで確認しました。整備とは何なのかという中身を見ていくと、概要ですけども、新しい施設の整備、改築、既存施設の面積を増加させるための整備、大規模修繕、これが対象で交付金を出していきますよと、こういった中身でありましたが、おおよそこういうことだと思んですが、この認識でいいのかどうか、伺いたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○星委員　それで、今度、市のことをお聞きしたいんですけども、これもホームページに令和7年6月に国分寺市の民設民営学童保育所整備事業補助金の交付案内があつて、これを事業者が見ていると思うんですけども、そのうち、国分寺市の場合、施設の改修のみを対象としているというふうに理解しました。つまり、先ほど示しました、こども家庭庁の一部だけを交付金の対象としているというふうに、要するに新築とか、そういうものは入っていないというふうに私自身は捉えたんですけども、ちょっとその認識でいいのかどうか。こども家庭庁がいろんな選択肢を設けている中の1つの改修のみを、民設民営学童保育所

をつくる場合の交付金を出します、ということをしているという認識でいいのかどうか、この辺お願いいたします。

○千葉子ども若者計画課長 現在は民設民営学童保育所を選定する際には、今、委員がおっしゃられたように、改修のみで見えています。実際に新築をして、その運営をしていくときに、事業者の負担がかなり大きいんです。事業者が新築で出すような場合というのは、かなり事業費が大きくなりますので、それをペイするにはかなりの年数とか時間がかかるので、事業者にとって負担も大きいです。市としては、今現在は、改修のほうで検討し、採択をして、民設民営の事業者募集をしているところでございます。

○星委員 その点、お聞きしようと思っていました。なぜ、改修のみにしているのかということをお聞きしようと思ったんです。そうしたら、今、おっしゃられたのは、建てるとなると莫大なお金がかかる、それが民設民営をやろうと思うと負担じゃないかということで、確かにそういったことはあると思うんですけども、現実的には。

でも、本当に、子どもたちが過ごす環境の民設民営を造ることは必要だと思います。ただ、建物があればいいというわけじゃないと思うので、私は、いろんな条件が必要だと思っています。子どもが1日過したり、夏休み、冬休みとか、ずっと過ごす場所なので、本当にそういった環境が必要だと思うんです。そのための状況に努めるという意味で、やはり新築だったり、もう少しこども家庭庁のいうような範囲に広げて、それを使うかどうかというのは、それぞれ事業者の経営判断ということになりますし、また、ペイするには時間もかかるということですが、学童保育所はすぐにやめてもらっては困るので、むしろずっとやってもらうという意味では、それで回収できるかどうかは分かりませんが、ただ、民設民営学童保育所をやりたいと思う事業者の選択肢を増やすという意味で、こども家庭庁が示しているメニューというのは、市も広げていくべきだと思うんですけども、その辺りのお考えを伺いたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 内部での検討といたしましては、建ててもらって、それを事業者が借りたりとか、例えば、地主が、新しい建物を建ててくれて、事業者が借りてというようなものも想定したことはあるんですが、やはり何十年もかかったりとか、事業者にとって、あまり効果的じゃないと、今まで判断をしてまいりました。今現在も、やはり学童保育所の狭隘状況がございますので、一番はスピード感だと思っておりますので、現在としては、その選択肢は、市としての優先順位としては、高いほうではないというふうに考えておりますけれども、今後、例えば、民設民営の状況などもこれから増えていくことを踏まえまして、検討の材料にはさせていただきたいというふうに考えます。

○星委員 御担当なので、様々な現実を詳細に把握していると思うので、その上の判断をされているということはよく分かります。ただ、選択肢を整えておくという意味で、せっかく国がこういうメニューを用意しているので、今後、考えていくようなことをおっしゃっていただいて、そのことをお願いしたいと思います。ちなみに、ちょっと急にお聞きするので、今、答えられなければ後でもいいんですけども、ほかの多摩26市などでは、国分寺市のように改修だけにしているのか、それとももっと範囲を広げているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 申し訳ございません、現在は把握をしておりません。

○星委員 今後、その辺りもちょっと調べていただいて、その効果も含めてということをお願いしておきたいというふうに思います。

○皆川委員長 ほかにございますか。

○松岡委員 簡単にお伺いします。この第四日吉町学童保育所についてですけど、5月の第2回定例会

でスケジュールが出されていたと思うんですが、令和7年の秋頃に改修工事の着工というふうになっていましたが、まだ、何も出されていないかなと思うんですが、そろそろ始まるということではよろしいですか。

○千葉子ども若者計画課長　ここで事業者のほうも決定しておりますので、これから着工する予定でございます。

○松岡委員　分かりました。隣接する道が本当に狭くて、また、向かいには公園もありまして、子どもたちが本当によく行き来する通学路であったり、遊びに出かけるような場所となっていると思いますので、工事の際には、再三注意をお願いしたいと思っております。

それと、障害がある子の受入れについては、公設民営のほうと民設民営の両方なんですけど、これまでどおり行うという理解でよろしいでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　どちらの施設も、障害をお持ちのお子様に対応するような事業となっております。

○松岡委員　分かりました。こちらは引き続きお願いしたいと思います。

要望させていただきますが、私は、発達が緩やかであるお子さんであったり、診断名はないけれど、グレーゾーンのお子さんであったりという保護者の方からお話を聞くことがしばしばありまして、放課後の子どもたちの居場所としては、学童保育所のほかに、放課後デイサービスがあると思うんですけど、市内外に皆さん通われていたり、2か所以上通っているというお子さんも多くいるということをお聞きしています。お子さんの個性とか、事業所によって大きく変わるんですけど、放課後デイサービスより学童保育所が楽しいというような声もちらほらお聞きしておりまして、それは本当にお子さんに合っているということだと思うんですけど、そういった声をお聞きするという事は、やはり学童保育所の意義があるのかなと思っております。学校とも家庭とも違う場所でありまして、インクルーシブな環境づくりに努めていただいたりとか、加配で先生たちをつけていただいたりとか、たくさん対応していただいていると思いますので、この辺りを引き続き対応していただきたいと思っておりますので、要望させていただきます。

○皆川委員長　ほかにございますか。

○木島委員　一連の委員の皆さんの質疑で、大体私も疑問に思っているところは解消できましたので、様々御努力をいただいて今日の状況だというふうに認識をしているところです。

ただ、民設民営のほうは多分、御答弁でも明らかなおお、本来であれば、令和8年度から、何とか2施設をスタートしたかったという状況だと思います。また、その上でできることならということで、本当は希望していた地域もあろうかと思うので、課題は引き続き残っているんだろうと思います。なので、引き続き、そこは努力を求めておきたいと思っておりますので、これは意見で終わりたいと思うんですけども、その上で、民設民営学童保育所で新しく誘致できそうなところが、第三小学区になるんだろうというふうに思います。

既に公設としては、公設民営なのか、第三まであって、なおかつ民設民営も2つありますよね。1つは第七小も対象になっていた学童保育所だと思いましたがけれども。そういった意味で、第三小学区としてはいい方向、望ましいことなんだろうと思うんですけども、一方で、小学4年生以上の受入れという部分、これは基本的には、1年生から3年生を優先するという考えは十分承知をしているんですけども、例えば、前にも議論させていただいていた、これから募集の上で固まってくると思うんですけど、第八小についても、今後の募集をかけた上で、もし定員に余裕があれば、高学年の受入れということも、検討も視野に入ってくるということだったと思います。それと同じような考えが、第三小のこの学童保育所で、全体

の中での調整で可能になる見込みがあるのかどうか、その辺りについてどのような見通しを持たれているのか確認をさせていただきたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 公設学童保育所における高学年児童の受入れに係る今後の予定について、ここで御説明をさせていただきます。

学童保育所が行う放課後児童健全育成事業の対象というのは、児童福祉法の定めるところにより、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生であるとされております。そうしたところ、当市の学童保育所では低学年の健全育成を一義として、入所を希望する低学年児童の全てを受け入れる全入制を取っていることから、登録児童数が定員を大きく上回る狭隘状況というのが長年の課題となっており、狭隘を解消するまでの間については、高学年児童の受入れを制限してまいりました。その狭隘の解消と、その先にある高学年児童の受入れというものを目指し、公設学童保育所の整備や民設学童保育所の誘致に関して努力を続けた結果、このたび、令和8年度に開所予定の公設学童保育所において、低学年児童を全入で受け入れても、登録児童数が定員数に満たない可能性が出てまいりました。その場合に、空いた定員枠に高学年児童を受け入れることを可能とする条例改正というものを今後予定しております。

詳細については、議案を御審査いただく際に御説明をさせていただきたいと思っております。

その地区というのは、令和8年度の開所予定ということで、具体的には第五小と第八小になっております。御質疑いただきました第三小については、まだ公設による受入れの見込みというのは現段階では立っていないところかなと思うんですが、ただ、民設のほうがまた増えますので、そこで4年生の試行受入れというものができれば、サービスに空白がない形で提供していけるかと考えております。

○木島委員 分かりました。今日の段階では、今の御答弁を受け止めさせていただきたいと思います。前向きな、いずれにしても検討がなされているという旨の、今、御答弁だったと思いますので、しっかりそこは、また、しかるべきときを待ちたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、あとは新たな、この学童保育所での、既に国分寺市では始まっている、いわゆる三季休業中の給食の提供なんですけれども、このことについては、何らかややはり、今回の募集にあたって、仕様書の中に条件として入れているのか、これは提案待ちになるのか、その辺りの見通しというんでしょうか、これが可能なかどうか確認させていただきます。

○山元子ども子育て支援課長 こちらの新しく開所する公設の学童保育所に関しましては、三季休業中の給食提供について、仕様書に定めてございます。民設につきましては、そこまで定めるものではないのですが、ただ、現在、現行の全ての民設学童保育所では、公設に先行するような形で給食を提供していただいておりますので、今回、新たに第三小学区で開設をする民設学童保育所も既に市内で実績のある事業者が行うものでございますので、同様にさせていただけるように協議をいたします。

○皆川委員長 ほかにございますか。

○鳥居委員 令和8年4月1日からの学童保育所の開設ということなんですけれども、過去の学童保育所で開設時、二、三年とか、何年か、立ち上がりの入所数が定員に満たないというか、少し入所数が少ないといったような事例があったかと思うんですけれども、そういったときに、事業所の視点から見ると、少し経営としては厳しい状態になってくるのか、または、立ち上がりの時期なので、少しずつ定員が増えていくという状況で、想定内なのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 新規開所の学童保育所については、最初はこういった施設なのかということが見えづらいというところもあって、委員がおっしゃるとおり、やはり開所二、三年については、な

かなか定員が埋まり切らないという状況がございますが、ただ、そちらについて、足りない分については、市から補助が出る部分もございます。例えば、子どもの人数が、定員に満たないからといって、極端に経営に悪影響を及ぼすというものではないと認識しております。

○鳥居委員 市からの補助も出るので、満員の入所定員に満たなくても、事業所としては、そこまで困る状況ではないということを確認できました。

開所時に、定員の入所数というところに焦点を当てて、市として、少し定員の入所数を増やすための何か対策というのは、今回は取られる予定でしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 例えば、同じ学区内にある、既存の学童保育所が、やはり登録児童数が、入所申請数が定員を大きく上回ってしまって、狭隘の状況というのが心配されるような状態になれば、こちらのほうから、例えば、「新しくここにまた民設の学童ができました。そちらはいかがですか」ということで、移っていただくような促しということは、お願いという形でしております。

○鳥居委員 促しということで、確認しました。市としてできることがあれば、一歩進めて事業者に寄り添っていただきたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方は。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ないようですので、以上で質疑を終了といたします。では、本日、調査の中で資料の求めもありました。また、要望ということで、26市の補助金活用の状況ということでもございましたので、一応受け止めさせていただいて、また担当とやり取りをして、できるものはお示ししたいというふうに、委員長としては思っております。

それでは、調査 学童保育所の整備については、引き続き調査することとし、継続といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、継続と決しました。



○皆川委員長 続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番 令和7年度国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問について、報告をお願いいたします。

○越川保険年金課長 本件は、令和8年度の国分寺市国民健康保険の税率改定について、10月9日に本市の国民健康保険運営協議会に諮問したことについての報告になります。

資料を御用意しております。第1回の国保運協に提出した資料のうち、諮問文及び当日委員への説明に使用した資料を抜粋して御提供しております。残りの資料及び議事録につきましては本市のホームページに掲載してございます。

諮問内容は、資料No.1の1ページに記載のとおり、1、国民健康保険税の課税限度額改定、2、保険料水準の統一に向けた国保税率の改定、3、子ども・子育て支援金の税率についての3点です。

今年度、委員の半数が入れ替わったため、第1回目の国保運協では御提供した資料を用いて、国民健康保険の現状と課題につき、昨年度までの審議を踏まえて、基礎的な内容を事務局より説明いたしました。

今後の予定としては、第2回を11月20日に、第3回を12月11日に、第4回を令和8年1月8日に開催予定です。例年より開催日が後ろ倒しになっておりますのは、今年度創設される子ども・子育て支援金につ

いて、具体的な税率が東京都から示される時期が11月半ばと予測されたからです。結果として、11月20日開催予定の令和7年度第3回東京都国民健康保険連携会議において仮暫定案が示される予定となりました。その前日には資料が本市にも提供される見込みですので、20日の本市の国保運協ではぎりぎりそちらを提供して協議していただくことが可能になると考えております。具体的な税率案は、第2、第3回で協議していただきます。第4回までに、東京都が標準保険税率の確定係数を提示してくれるかどうかということが懸念されるのですが、令和8年度の予算案を確定する時期、期限が例年1月10日頃ですので、1月8日には来年度の税率についての答申をいただき、予算案に反映していく予定となっております。

報告は以上になります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員 御説明をありがとうございました。ただいまの御説明で今後のスケジュールやこの運営協議会の内容についてある程度理解ができました。

今回、この諮問をかけたということなんですけれども、まず、この答申が出るというのはいつ頃の予定なのか教えていただけますでしょうか。

○越川保険年金課長 令和8年1月8日の第4回国保運協でいただく予定になっております。

○松岡委員 分かりました。1月8日で答申が出るということですね。

先ほどの説明でも、この2ページにある子ども・子育て支援金について、こちらの創設があるということとでちょっと遅れているということがありました。また、今回、この税率についての意見を求めているということなんですけれど、ホームページを見てみますと、こども家庭庁の支援金制度等準備室では試算がなされていて、医療保険加入者1人当たりの平均月額が示されているところなんですけれども、こちらの税率について全体的に意見を求めるということなんです、ある程度、国から示されているのかなと認識していたんですけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

○越川保険年金課長 現在、国保分につきましては、今おっしゃったような、こども家庭庁が作成した加入者1人当たりの平均支援額という情報しかもたらされておられません。国保の場合には、加入者の所得額に大きく開きがありまして、平均というものがあまり当てにならないため、具体的な税率が、今、示されていない段階では、1人当たりの負担額の中央値がどのくらいになるのか、全く試算ができていないところになります。

○松岡委員 分かりました。今のところは全く示されていないということです。平均支援額というか、平均のことを言われても、今おっしゃっていただいたように、所得額に大きな開きがあって、それがどの程度信頼できるのかということも今までの議論の中でもあったと思いますし、そのとおりなのかなというふうに考えるところではあります。

今回の諮問に関しては、まだ答申が出ていないということなので、今後どうなっていくのかというところを見ていきたいと思うんですけれど、国保税の改定について、2番で意見を求めているらっしゃいますが、ただいまの子ども・子育て支援金のことも併せて考えると、やはり低所得世帯への対策や、今、軽減措置がなされているところとの境にいるけれども、対象ではないという家庭については厳しい暮らしが続いているのではないかというふうに思いますし、そのような声もお聞きしているところですが、こういったことについての御見解はいかがでしょう。

○越川保険年金課長 低所得世帯と申しましても、その家庭の状況、個別の状況というのは、非常に様々です。働いていらっしゃらない方、それも、今まで働いていたんですけども、今、所得がない方、一時的

に所得がない方、それから、ずっと所得がない方、あとは未申告の方など、ばらばらになっております。一律に保険料率を抑えるとか、そういう時期はちょっと過ぎていて、個別のニーズに対応した支援ということ、これから考えていかなければならないと思っています。まずは、納めるのは苦しいという方に対しては、丁寧に聞き取りをし、その方に応じた自立支援策というのを展開していくように、そちらにつなげていくということが、私たちの使命ではないかと考えております。

○松岡委員 丁寧に聞き取っていただいているというふうには思っているということです。本当に大切なところだと思いますし、相談ができるか、できないかというところも結構大きく、その人によって違うと思うので、そういったところも見ていただきたながら考えていただきたと思います。

○皆川委員長 ほかに質問のある方はございますか。

○高野委員 国保の問題とか、この2ページの財政の健全化というところではいつも言わせていただいて、ちょっと今回も言わせていただきたと思っていますんですけども、2ページの2番の、「将来世代に負担を先送りすることのないよう」とか、財政健全化の、言ってみれば、前倒しというようなことになると思うんですけども、財政には一定の制約はあるものの、国が経済あつての財政という議論もあるように、地域経済や市民生活あつての財政であるべきだというふうには個人的には考えております。積極財政が国の方針となった今、地方においても財源は国から引っ張ってくるというのが本筋ではないかなと私としては考えておまして、ただ、ここに書いてある、財政が健全であるとは何をもって健全と考えるのかどうかとか、そういったことは、これはあくまでも国や都の考えで、市の見解ではないという認識でよろしいのか、それとも市もこのように考えていらっしゃるということなのか、確認させてください。

○越川保険年金課長 国保はもともと国の制度でございますので、国の考え方に従ってこちらも考えております。国保財政において必要となる費用は、原則として、法定の公費負担と保険料で賄うこととされておりまして、この収支が均衡している状況が、健全な財政と国が考えておりまして、東京都もこのように示しております。本来は、支出が増えた場合には、保険料で負担することも必要となってくるわけですが、現在、当市は一般会計からの法定外繰入れで収支の差を埋めております。このことによって、保険料は抑えられているわけですが、いただけるべき交付金というのが下がっているというところも実際ございます。それから、国保加入者以外の住民にも負担を求めていることとなりますので、やはり国の言っているように、計画的、段階的に解消削減を図ることを念頭に置いて事業を行っております。

○高野委員 お考えは分かりました。

あと、資料5の13ページの国分寺市国民健康保険事業運営協議会での検討事項ということで書いてある部分が非常に大事なところだとは思いますが、「市は国民健康保険の運営主体として、財政健全化と市民の健康保持増進の両立を図る必要がある」というふうに書かれております。私としては財政健全化と市民の健康の両立が大事であつて、国保税を払うことで手元に現金がなくなって、生活とかが保てないということは健康も保持できなくなるというふうに懸念をしているものであります。ここでゴールが決められていて、その走り方は各基礎自治体に裁量があるということも書かれているわけですが、このゴールを決めているのは、東京都、あるいはそれを認定している都議会という認識でよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長 国が決めているゴールを基に、東京都がゴールを定めていくという形になります。

○高野委員 そうすると、市としては何か考え方を伝えたいというときには、これは以前も議論したことがあったと思うんですけど、都への意見や申入れなどの状況など、やっている部分はありますとお答えい

ただいたのかなと思っているんですけど、その辺の状況について、御説明いただけますでしょうか。

○越川保険年金課長 課長会として直接、東京都にも意見を提言するときには、東京都の国民健康保険連携会議というのがございますので、そちらを通じて意見を申し上げております。また、市長会や知事会もございますので、そちらを通じて国に提言しているところです。

○高野委員 全国市長会の提言というのも確認させていただきましたけども、国保に財政支援とか、あるいは、持続可能な制度改正ということも求められているということでありましたので、ここは引き続き、本当に持続可能な、無党派（れいわ新選組）としては、保険料制度でいくと、非常に逆進性が高いというふうに、低所得者ほどそういった負担が高くなる、そういった制度設計になっているので、そこは、税の一本化というのを考えているということは、意見として述べさせていただいて、終わりたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質問のある方ございますか。

○星委員 運営協議会の資料を出していただいていますので、その中身で幾つか伺いたいと思います。運営協議会を傍聴しましたが、分かりやすい資料を、これもそうですけども、非常に丁寧な資料をつくられていると思いましたし、また、要点記録でしたか、議事録じゃなくて要点記録をホームページに出されていて、早く市民の皆さんに情報提供されるという姿勢を貫かれているなというふうに感じているところであります。

それで、資料5の3ページのほうですけども、1、制度の概要というところで、国分寺市は無職者が50%超（自営業者が少ないため）と書いてあるんですけども、やはり課長もよく「国保という自営業者が多いように思うけどそうじゃないんですよ」とおっしゃっていますが、自営業者が多いほうがやはり額的には多いので、国保財政的にもこういったところが多いほうがいいと、自営業者がイメージと違って少ないという要因は何かあるんですか。ちょっとその辺を、そういった観点からお願いします。

○越川保険年金課長 都市部では、第一次産業に従事している方が少ないということが原因だと考えております。

○星委員 そういったところで都市部はこういった割合になっていくということですね。

あと、7ページに特徴と課題ということで、加入者構成の偏りということで、こういうところも非常に丁寧にいろいろ出していただいたと思うのですが、一番上の黒ポチ、「外国人は6.54%」というふうに書かれていますけど、外国人ということは今までも記載していたんですが、外国人を入れた理由、その問題意識というか、その辺りを教えてください。

○越川保険年金課長 昨今、国の調査のほうで外国人の加入率や外国人世帯の収納率などを個別に調査し、公表されているところですので、当市もそれに倣ったところです。

○星委員 印象的には、外国人の方の割合が多いなというふうに思ったもので、ちょっとお聞きしました。国がそういうことを調べているので、市もこういう数字を出しているということですね。

あと、その下の下の黒ポチです。以前ですけども、医療費は年々上がっていくと心配しているけれども、低所得者には軽減していますよと。そのほかの人は、こういう説明をしたかどうか、カメラマンとか、弁護士とか、歯医者とか、結構高額所得者なので、そんなに心配は要らないですよとは、私もまだ言っていないですけども、そういうニュアンス的なところは感じたところであるんです。ただ、意外と低所得者軽減のかかっている方が45%だというのは、私、意外と低いなと思っていて、もっと多いのかなと思ったんです。ですから、残りの55%は、まともに上がれば、かかっていくということなんだろうなと思います。

それで、先ほど、課長もおっしゃっているとおり、家族構成とか所得によって様々なので、一概には

言えないですが、ただ、印象的には、例えば、年収が総支給額で800万円ぐらいあったら、大体80万円から90万円ぐらいは、家族構成にもよりますが、均等割が幾らかにもかかりますけど、そのぐらいは支払っていると思います。国民健康保険だけならいいんですけど、ほかのものにも入っていますので、結構な額が年々続いています。印象ですよ、これは家族構成とか、その人によって違うということは、思うところはあります。

それで、その下の令和7年度の国保財政、これは国の資料ということでお示しいただきましたが、医療給付費総額10兆1,400億円とありますが、この数字の見方としては、国保に全国で入っている人が病院に行った場合、10兆1,400億円かかっている、そういう数字でいいのか、説明をお願いいたします。

○越川保険年金課長 医療給付費ですので、保険者が負担する分として考えています。ですので、これにプラスして、実際に医療費として発生しているのは、被保険者が負担している3割負担の部分が入ってくるので、これより規模が大きくなるということです。

○星委員 保険者だけで、全国でこれぐらいかかっているという数字です。

もう一点、数字を確認させていただきたいんですが、7ページの下右の端に公費負担額ということで、市町村計1,800億円という金額がありますが、これは国分寺市も含めた全国の市町村が、法定内も法定外も含めて、この金額を国保の会計に投入しているというふうに捉えていいんでしょうか。

○越川保険年金課長 こちらの資料は、国の予算ですので、法定外は含めていません。法定内で考えています。

○星委員 そうですね。法定外は駄目と言っているんだから、予算にはもちろん入ってこない。分かりました。

すみません、もっとあるんですけども、また次の機会に質問させていただきます。

○皆川委員長 ほかにございますか。

○木島委員 今、状況についての御報告ということで受け止めさせていただきました。ちょっと気になっていた説明もあったので、この子ども・子育て支援金の動向については、やはり新たな、国にとっても大きな取組ですので、一定の、社会全体で、事業者も、また、様々、本当に多くの世代の方にとっても、その負担を分かち合っていくということで導入しないとイケない取組だと理解していますが、その動向については、今、御説明があったとおりなので、状況を私たちもしっかり見極めた上で、しかるべき判断を求められるんだろうなと思っていますところです。

前回、条例改正で、この議会でも審議されている中で、運協から附帯意見ということで幾つか御意見が出されているところだと理解しているんですけども。例えば、被保険者に対して税率改定の目的をしっかりと周知し、理解を得られるようにしていただきたいと、これも当然のことだとは思いますが、そういった取組。また、被保険者が自身の保険税額だけでなく、年金保険料と将来受け取る年金受給額も考慮して加入する公的医療保険を選択できるよう、分かりやすい情報提供を行う必要があるということで、国保加入者以外にも関心を持っていただけるような取組について、なお一層の努力を求める向きの附帯意見があったと思います。

例えば、その取組の一つとして、保険税の計算について、ホームページから御自身で計算ができるツールなど、準備中ということだったんですが、私も確認してくればよかったですけど、こういったことも含めて、現在、こういった附帯意見について、この間、市がどのように取り組んでこられたのか、この点について見解を確認したいと思います。

○越川保険年金課長　　まず、保険税の計算ツールにつきましては既に公開中です。こちらは、皆様に計算していただけるようになっておりますので、まだ御自身の所得とか収入とかを言いたくないという方も計算できるようになっております。

それから、ほかの保険への加入につきましては、ホームページで必要なページ、厚生労働省のページなどにリンクを貼って、こちらで見ていただくことができますというふうに促しているところです。

それから、あともう一つ、医療費の適正化ですが、あまり医療費の適正化というと、医師会のほうからちょっと受け入れていただくのが難しいので、実際には健康の保持増進を第一に考えて、いろいろな取組、啓発について、今回は、今年度検討中の服薬の適正化、こちらのほう、薬剤師会、医師会のほうに御協力いただきまして、何か動きができないかということを準備しております。

○木島委員　　ありがとうございます。この医療費適正化の取組についても、今、言及していただきましたけれども、できる範囲で努力をいただいているということで理解しました。

例えば、ジェネリック医薬品についても、もちろん様々な取組はされているんでしょうけども、何か以前の議論を聞いていると、供給との兼ね合いというんですかね、国が一方で求めている数値と、国分寺市の現在のデータヘルス計画とか見てみると、若干そこに差があるというか、多分一つの課題なんだろうと思うんですけども、この辺り、現状、どういうふうになっているのか確認をさせていただきたいと思います。

○越川保険年金課長　　ジェネリック医薬品の供給状況につきましては、薬剤師会のほうにお話を伺ったことがございます。一定程度解消されましたが、まだ不安定な部分はあり、それはジェネリックに限らず、全体的なところでいろいろな原因によって不安定なところがあると。ただし、市内の薬局であれば、自分のところになくても、ほかのところはないかとか、連携をして皆様に提供することができるように努めているというふうに伺っております。

○木島委員　　分かりました。ぜひ、地道な努力、引き続きお願いしておきたいというふうに思います。

服薬のお話も先ほどありましたし、薬剤師会等との御協力について、様々な御意見等も頂戴しながら、丁寧な取組を進めていただきたいと思いますと思います。いずれにせよ、本市としても、丸山市長も多分目標として掲げられていると思うんですけど、やはり健康寿命をさらにより長く、本当に皆さんが生活を健康で過ごしていただきたいという趣旨の、様々な取組もこれから期待されるころだと思います。そういった意味での、やはり生活習慣病予防の対策であるとか、あるいは予防医療に対する取組など、部全体でも本当に取り組んでいくべき、今後のこういった国保税に関わる御負担を議論していく上では、本市としても、当然そういったことを、より強く、さらに姿勢を示していくべきであろうと思いますので、その辺りについての現在のお考えを確認をしておきたいと思います。

○越川保険年金課長　　おっしゃるとおり、医療費の適正化は単純に医療費を下げるというところではなくて、健康の保持増進を一番に考え、その結果、医療費が下がるというところを考えております。様々な啓発事業、保険事業としてやれるところ、それから、あとは健康部全体としてやれるところ、こちらのほうを連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○皆川委員長　　ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　では、以上で報告事項1番を終了といたします。

ここでちょうど1時間たちまして、一定時間経過いたしましたので、休憩とさせていただきます。10分程度休憩としたいと思います。

午前10時32分休憩

午前10時44分再開

○皆川委員長　それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。



○皆川委員長　では、報告事項2番　令和7年度国分寺市機構改革検討委員会報告書についての御報告をお願いいたします。

○荒田高齢福祉課長　それでは、令和7年度国分寺市機構改革検討委員会報告書について、御報告させていただきます。

資料No.2の1ページを御覧ください。

今年度の検討委員会では、I、検討の前提にありますとおり、3つの事項について検討がなされました。機構改革につきましては総務委員会の所管となり、同委員会にて報告するものでございますが、今年度の検討事項（1）及び（2）については厚生文教委員会の所管に係る事項となりますので、本日、検討結果について報告させていただくものでございます。

2ページを御覧ください。

検討事項（1）の多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について、でございます。本委員会に係る事項としましては、検討結果の最後の段落となりますが、市民にとって簡潔で伝わりやすい部署名となるよう、「別紙の組織案のとおり見直すことが適当である。」との機構改革検討委員会での結論に至りました。

別紙の組織案につきましては、資料の13、14ページに示されていますので、御参照をお願いいたします。続きまして、4ページを御覧ください。

検討事項（2）高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について、でございます。本件につきましては、認知症基本法の施行に伴う基本的施策のさらなる推進や新規計画の策定、そして、地域包括ケアシステムの深化に向けた新規事業の実施などを確実に推進していくため、その役割と権限を明確にする必要があることから、福祉部高齢福祉課の分掌事務の一部を分離し、福祉部内に新たに「（仮称）地域包括ケア課を新設することが適当である。」との機構改革検討委員会での結論に至っております。

組織図及び分掌事務（案）につきましては、資料の15ページから17ページにかけて示されていますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○皆川委員長　説明が終わりました。質問のある方は順次挙手をお願いいたします。

○高野委員　御説明ありがとうございました。

確認なんですけども、16、17ページの高齢者住宅に関すること。というのが、相談支援係から計画係に分掌が変わるといのは、10月から改正住宅セーフティネット法が施行されるとか、そういった動きと関連があって変わるのかなと思ったりしたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○荒田高齢福祉課長　特にその動きとは関係なく、検討委員会で検討された結果でございます。

○高野委員　居住支援とか、その辺の何か大きな動きとは、特に関係がないということですね。承知しました。

あともう一点、これは総務委員会でも既にあったところなんですけど、14ページ、子ども家庭部の子ども

しっかり配置していただいて、検討していただいた、こちらの2番に書いてある課題解決に向けて進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○星委員 先ほど、委員長のほうからも、今回は報告書の報告だということでありましたが、この厚生文教委員会で言いますと、高齢者福祉サービスの強化に向けた組織の在り方が、一つ大きな柱となっているということで御報告を受けましたが、これは検討委員会の報告ということで、この後の決定するまでの段取りはどうなっているんですか。

○荒田高齢福祉課長 こちらの検討委員会の報告を基に、市長が最終的に判断しまして、その後、国分寺市組織条例などについては、第4回定例会で上程される予定となっております。

○星委員 分かりました。この報告書を市長が読んで、決めていかれるということですね。

それで、最後は報告書に対する意見ということで申し上げるのですが、高野委員と同じことですが、子ども家庭部の子ども子育て支援課が子育て支援課になるということで、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の中でも、理念のところ「こどもまんなか社会」ということで、やはり子どもが自ら未来を切り開いていく、そうした力をつけていくために市としての支援を行っていくんだということもうたっていますし、掲げていますので、やはり私も「子ども」という文言がある課の名前として、市民の皆さんにもその意思を示すべきだと思います。意見として申し上げて終わります。

○皆川委員長 ほかにございますか。

○木島委員 御報告いただいて、今の御説明で、また、質問もあった中で、大分理解も深まったところなんですけれども、いわゆる地域包括ケアについて、より、位置づけがここ数年非常に高まっているというふうに理解もしています。妥当な、今回の再編というか、組織の変更になるのかなというふうに思っています。地域包括ケアと一口に言っても、かれこれもう10年ぐらい前から、結構当時、かなり私自身は積極的に議論していたテーマだったので、ある意味では本当に、この担う事務分量というんですかね、求められる役割がすごく高まっているというか、地域包括ケアが目指してきた社会が、2025年が一つの到達点だったので、そういった節目も踏まえて、こういうふうに厚く体制を整えていくということは、賛同するところであります。

そういった意味でも、特にこの認知症に関わる取組ということも、位置づけがかなり強く求められているところだと思います。認知症施策に関する取組というのは、この地域包括ケア課の中でしっかりと対応していくということになるんですか。その辺りのイメージについて見解を求めておきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長 木島委員がおっしゃるとおり、認知症の施策の推進につきましては、地域包括ケア課のほうで取り組んでまいります。認知症施策推進計画を策定していくことや、認知症検診など、新しい事業を行っていく予定でございます。

○木島委員 分かりました。

いずれにせよ、この地域包括ケアシステムが目指す社会の具現化に向けた取組ということで、役割、また、期待も大きい取組だと思います。一概に、介護との関わりもそうなんですけれども、やはり障害者福祉との連携ということでも、地域包括ケアが求められる、大きな安心な社会を築いていく上では求められる体制なんだろうと思いますので、その辺りの取組についても、より包括的にいうんですか、そういうことを目指していかれるということなののでしょうか。あとは、やはり災害時の在宅医療提供体制とか、ここ数年の本当に大きな課題だと思いますので、この辺りについても記載はあるんですけども、改めて目指すところを確認しておきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長 木島委員がおっしゃるとおり、2025年に向けて国のほうでも、地域包括ケアシステムを構築するように目指されてきたところです。今後は、おっしゃっていたように、2040年、さらに85歳以上の高齢者が増えるので、単独の高齢者の世帯や夫婦のみの世帯が増加することなどが見込まれていることから、さらに地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があるということで、特にそこに特化した課を創設するというございます。

今後目指されるものが、これまで高齢者を中心にしていたところではあるんですけども、医療、介護、生活支援、社会参加などの支援が必要な方というのは、高齢者に限られないところもありまして、経済的困窮者や障害者、ひとり親家庭とか、様々なことの要素が複合したケースというのも多くございますので、そこら辺も含めて包括的に取り組んでいくということで、高齢者に特化しないところで、地域をつくっていくということで、新しい課で取り組んでいく予定でございます。

○皆川委員長 ほかに質問はありませんか。

○鳥居副委員長 皆川委員。

○皆川委員 報告いただきました、資料No.2の4ページにあります「地域包括ケアシステムの深化」ということを検討結果の中で表現されているところが特徴的かなとは思いますが。厚生労働省のホームページなどを見させていただいたんですが、まさにこの地域包括システムの深化ということで資料が出ていました。社会保障審議会の中の介護保険部会だったりとか、部会の資料で出ています。

さらに言うと、相談支援の在り方というのも書いてあったんです。まさにこれは、事前にもお話は伺ったところであるんですが、市で今、取り組んでいる、国もそうですが、重層的支援体制整備事業ともリンクすることであろうなというように認識するんですが、まず、そういう考え方で市が取り組んでいくというふうに考えてよろしいのか、その点をお聞かせください。

○荒田高齢福祉課長 委員がおっしゃるとおり、重層的支援とかも含めて今後強化していくことを想定しております。特に、地域における様々な関係者とのネットワークの構築など、地域から孤立している方の支援とか実態把握なども含めて、今までの高齢者独自のものだけではない課題、ヤングケアラーとか、ダブルケアラーとか、そこら辺も含めて、今後、この相談支援などを行っていくことが重要というふうに国でも示されていまして、そちらに取り組んでいくことで考えております。

○皆川委員 分かりました。本当に今おっしゃいました、国のほうの資料を見る限りでは、高齢者だけではない、まさに身寄りのない方ですよ、そういう方の生活上のニーズに対しても対応するというようなことも書いてありました。あと、併せて介護テクノロジー、恐らく介護ロボットなんかの導入を視野に入れているのかな、そういう導入も支援するというような考え方もあるようです。

市のホームページから見ますと、相談支援については、地域包括支援センターというところがありますが、そこはまさに高齢者だけですよ。もうそこにはとどまらずに、本当に相談支援ということでは、障害者であったり、子育て、子どもの関係の支援、これは市のホームページから見ている資料なんですが、自立支援相談の関係、生活福祉課、これを含めて相談支援というような書きぶりなんです。子育てに関しては、保育所もそうですし、子育て相談室関係もそうですよね、出産・子育て、本当にトータルな相談ということで考えていかなきゃならないということで、すごい大変な業務量ということも、課長が冒頭おっしゃいましたが、量と併せて質といいますか、中身を本当にどうするかということで、大変重い部署なんだろうというふうに認識しています。

今後、この重層的支援体制整備事業の中には相談だけじゃなくて、参加支援、地域づくりに向けた支援

とありますので、その辺が市としてどういう課でどのような役割分担でやるのか、まだ見えてきていないんですけれども、その中のこの相談支援というのは、非常に、恐らく地域包括ケア課の中では重要な課題の一つとして位置づけられていくのではないかなというふうに思っております。私は、そのように認識していますが、そういうことでいいのでしょうか。

あと、その認識についてお聞きしたいことと、今、申し上げました地域包括支援センターは市内に6か所ありますが、そこにとどまらない形で、民間の事業者の皆さんにも協力を得るような形になると思うんですけれども、それも今後どのようにしていくのか、もし、今の時点でお分かりになりましたら、教えていただければと思います。

○荒田高齢福祉課長 委員がおっしゃるとおり、相談支援の在り方について、分野横断的に対応していく必要がございますので、そういったところを連携しながら構築していくことを目指すということで、新しい課で取り組む予定でおります。

また、地域包括センター以外の新しい相談窓口ということは、はっきりと、今、ここでいうところはございませんけれども、今あるものから検討しながら、各関係課と連携を取りながら構築していくことを目指しております。

○皆川委員 分かりました。今、申し上げました中には、例えば、生活困窮自立支援は、社会福祉協議会に委託しているということもあったり、障害者支援では、もちろん障害者のそれぞれの民間団体等と取り組んでいるというところもあります。また、子育てに関しても同様です。本当に、今まで以上に連携、言葉だけではない、実のある形で、かつて言われましたね、誰1人として取り残されない社会でしたっけ、今、国分寺市でもすべての人を大切にする宣言もありますし、それを実となるような組織体制で取り組んでいただきたいということを強く申し上げまして、終わりたいと思います。

以上です。

○皆川委員長 ほかに皆さんからの質問はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、報告事項2番を終わります。



○皆川委員長 それでは、報告事項3番 **その他**の報告をお願いいたします。

○千葉子ども若者計画課長 それでは報告をさせていただきます。待機児童対策といたしまして、認可保育所を新たに整備することといたしましたので、御報告をさせていただきます。

今までは、新たな整備は、現在、検討していないということと、既存の園の活用で解消していくという答弁をしていたところでございますが、待機児童が、今年度4月に、9人まで減少はしておりますけれども、解消には至っていないようなところでございます。また、子ども若者・子育ていきいき計画では、令和7年4月の段階では、11人の待機児童を見込んでおりましたが、発生した待機児童に対しましては、今年度始めております定期利用保育と、それから、ベビーシッターの利用支援事業で対応することを考えておりました。令和7年4月の段階で、そういった事業を実際行っておりますけれども、待機児童が、その利用者を差し引いても9名いたということになりました。

そのため、この計画において令和8年度に待機児童を解消する見込みとしておりましたけれども、令和7年度の保育所入所見込数が、1歳・2歳において計画の想定以上に増えていたということもありますので、こちらについて再度検証を行った結果、待機児童解消のためには、新たに何か別の方策が必要である

ということが判明いたしました。小学校就学前児童の認可保育所の入所率が想定以上に高まってきていることから、子育て環境の変化により、速やかにしっかりと対応していくため、市長の指示によりまして、新設の認可保育所の設置をもって待機児童の解消を目指していくこととなりました。方向が大きく変更となりましたので、御報告させていただきます。

○皆川委員長 報告いただきました。質問のある方。

○星委員 すごくうれしい報告というふうに思ってお聞きしておりました。

それで、その上で何点かお聞きしたいんですけども、今まで認可保育所を、私は要望してはいたけど、造らないと言っていた理由は何でしたでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 計画上では、人口増とか利用率等を想定いたしまして、解消する見込みとなっております。また、今年度は定期利用とか、今まで既存の園の中で解消する方策も打ち出した上で解消を見込んでいたんですが、ここで待機児童がまだなかなか解消できないということと、1歳、2歳の利用率の上昇が、想定以上に高かったということによって、今回、検討した結果という形になります。

○星委員 数値も含めて検証を行った結果、認可保育所を増設していくということで、分かりました。

今、おっしゃったように、2歳児も含めて、この間、市役所に申込みに来られたという方が、「このままだと仕事を続けられるか分からない」ということで、「もう助けてください」と、3回言われまして、そのぐらい、1歳児、2歳児の利用率が上がっている中で、そういう御家庭が実際にあるということなので、認可保育所の設置は大歓迎というふうに考えています。

ただ、数とか地域というのはこれからですか。取りあえず認可保育所を増やしていこうという、その辺、今現在、どのようなことをお考えなのか、お願いします。

○千葉子ども若者計画課長 現在は、1施設を設置する予定で、検討を続けているところでございます。

○皆川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○木島委員 あと一点だけ。これも分かる範囲で構わないんですけど、開設時期は、いつ頃を目標にしているのですか。

○千葉子ども若者計画課長 時期につきましては、令和9年4月1日開所を目指して進めていく予定でございまして。

○皆川委員長 ほかの皆様、よろしいですか。

それでは、次の報告をお願いします。

○大日向公民館課長 恋ヶ窪公民館の空調機器の不具合に係る状況と現在の対応について、御報告いたします。資料はございません。

恋ヶ窪図書館の空調機器の不具合に続きまして、9月30日に、建物2階にあります恋ヶ窪公民館の3つの部屋の空調機から冷風が出ないという故障が発生いたしました。そのため、学校から借用した冷風機や他の公民館の扇風機、サーキュレーターを館内に設置し、暑さ対策を行い、開館を継続いたしました。10月7日に包括施設管理委託の事業者により、応急処置としてリザーブタンクの交換修繕を行い、現在、不具合は一旦解消されている状況です。暖房に切り替えて使用した際も無事に温風が出ていると恋ヶ窪公民館の館長から報告を受けているところです。

しかしながら、恋ヶ窪公民館の現在の空調機器は設置してから23年が経過し、また、不具合が発生するおそれが非常に高い状況にあります。そのため、予備費による予算措置を行い、恋ヶ窪公民館全体の空調機器の更新修繕を行うため、現在、契約の手続を進めているところでございます。

○皆川委員長 報告いただきました。この件に関しまして御質問のある方は挙手にてお願いいたします。もう予備費で対応されているということでございます。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 その他事項、ほか、行政側からはないということですのでよろしいですね。委員の皆さんでは、その他、もし何かございましたら。よろしいですか。

○星委員 すみません、委員長、副委員長に今後のお願いということで、一言発言させていただきます。

公民館運営審議会から、旧庁舎用地複合公共施設における公民館運営の在り方(答申)というものが出版されておりますけれども、そのことも何らかの形で当委員会に報告をお願いしたいということです。本日、組織改革検討委員会の報告書も報告されましたが、その中で、大きな柱としましては、旧庁舎用地の複合公共施設の運用の強化に向けたということもあります。そういうことも含めて、公民館を議論している当委員会でも、何らかの形で報告していただくよう、お願いしたいと思いました。今後ということで、御検討いただければと思います。

○皆川委員長 その他ということで、星委員から答申のことで御発言がありました。今、行政側に御答弁と申しますか、考え方というのは無理かと思っておりますので、私も事前にはお伝えしているところでありますが、今後ということで、何らかの形でいただければと思います。今回、大きな節目でもあるかなというふうに思っております。一応受け止めさせていただくということで、この点については終わりたいと思いません。

委員の皆さん、ほかにはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で報告事項を終わりたいと思えます。

続いて陳情の審査を行います。説明員の皆様は以上となります。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時55分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。



○皆川委員長 **陳情第7-3号 すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情を議題といたします。**

前回、慎重に検討したいということで継続になっているわけですが、改めて審査に当たりまして調査もしくは御意見等々ありましたら、よろしく願いいたします。

○松岡委員 こちら、陳情事項の中に、3番として「食缶方式実施後も、自校方式・親子方式を選択肢から除外せず」というふうに書かれてあります。自校方式ということについては分かるんですけれども、親子方式というものについては、各自治体や各学校によっても違うかなというふうに思います。親子方式を実施している近隣のやり方、方法につきまして、何校分で何食分を作っているのかであったり、配食までに要する時間であったり、給食室の規模や、また、法律によってどのような規制があるのか、ないのかというところを、調査をお願いしたいと思っております。

○皆川委員長 ただいま、松岡委員のほうから親子方式に関しまして調査をしていただきたいという申出

がりましたが、これについて事務局としてはいかがでしょうか。

○鈴木議会事務局次長　以前、別の陳情におきまして多摩26市の給食の提供方式を調べてございますので、その中で親子方式を採用している自治体につきまして、それぞれの親子方式の仕組みですとか、何校分、何食分といったところ、また、配食に要する時間、それから、給食室の大きさですとか、あと、法律上の規制の有無及び規制がある場合はその内容といったところを調査させていただければと思います。

○皆川委員長　よろしく願いいたします。

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　それでは、改めて調査依頼の申出がございましたので、よろしく願いいたします。

改めまして、この陳情第7－3号については、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○皆川委員長　では、次に、**陳情第6－6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情**を議題といたします。

この陳情につきましても、前回、継続ということでした。早急に結論を出したいとは思っているんですが、本日、冒頭申し上げましたように、田中委員が欠席しております。欠席しているという状況では、なかなか採決は難しいかなと委員長として判断いたします。とはいえ、この陳情につきましても、第4回定例会におきまして、結論を出したいと思っておりますので、それを前提として、本日は継続といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　それでは、御異議なしと認め、本陳情第6－6号につきましても継続といたします。



○皆川委員長　では、次に、**陳情第5－3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情**を議題といたします。

この陳情につきましても、前回、持ち帰りということで継続となっております。今、申し上げましたように、田中委員が欠席しているということもございまして、本件につきましても、本日は結論を出すのは難しいかなというところから、次回は結論を出すということを前提に、本陳情第5－3号につきましても継続といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

では、以上で厚生文教委員会を終了といたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午前11時59分閉会